

福井市木田地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は福井市木田地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所を木田公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は福井市木田地区内の住民が健康で文化的な生活を営むことができるように全住民が協力して地域全体の福祉を増進し、明るく豊かな街づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 地域の福祉に関する総合的計画及び調査研究。
2. 地域の福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための啓発・宣伝。
3. 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成。
4. 児童福祉・保健衛生の向上に関する事業。
5. 市社会福祉協議会との連携。
6. その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 組 織

第5条 本会は木田地区内居住の全住民をもって組織する。

第6条 本会は事業運営のための部会または委員会を置くことができる。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
庶務、会計、広報	3 名
常務理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

第8条 会長、副会長、常務理事は理事会において選出する。理事及び監事は総会において選出する。

第9条 会長は本会を代表し会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。常務理事は会長の命を受け会務を掌理する。

監事は会計を監査する。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後であっても後任者の就任するまでその職務を行う。

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推薦し会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、又は会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 代 議 員

第12条 本会に代議員をおく。代議員は各自治会長をもってあてる。

第13条 代議員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第6章 福祉委員

第14条 本会に福祉委員を置く、福祉委員は各自治会において推薦し会長がこれを委嘱する。

第15条 福祉委員の任期は2ヶ年とする。欠員により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 総会及び理事会

第16条 総会は年1回これを開くほか必要に応じて随時開くことができる。理事会は必要に応じて随時開く。

総会及び理事会は会長が招集する。

第17条 総会は役員及び代議員をもって構成し、次の事項を審議する。
事業報告、決算報告、事業計画、予算、規約の変更に関する事項、役員の選出に関する事、その他必要事項。

第18条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。総会に付随する事項、その他事業執行上必要と認める事項。

第8章 事務局

第19条 本会の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

第9章 会 計

第20条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第21条 本会の庶務、会計は会長が委嘱する。

第22条 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第10章 その他

第23条 この会則に定めるもののほかこの会の運営に必要な事項は別に定める運営細則に基づくものとする。

付 則

この規約は昭和39年4月 1日より施行する。

この規約は平成 9年5月22日より一部改正し施行する。

この規約は平成11年5月26日より一部改正し施行する。

この規約は平成23年11月19日より一部改正し施行する。

運 営 細 則

第1条（役員の選出）

1. 会長1名、副会長3名、常任理事若干名は理事会において選出し、総会の承認を得ることとする。
2. 会長、副会長・常任理事は毎年最終の理事会で選出することとし、副会長のうち1名は自治会連合会長代表、福祉委員代表1名、民生児童委員1名をあてる。なお、常任理事のうち1名は民生児童委員をもってあてる。
3. 理事は地域のニーズを包括的に捉えるため、住民主体の原則に基づき各層の参加により選出する。理事の選出基準は次に基づき自治会連合会より推薦を受け総会において選出する。

自治会連合会長・関係機関団体長・民生児童委員・主任児童委員・福祉委員代表

監事は自治会連合会より1名、福祉委員から1名推薦を受け総会で選出する。

第2条（部会・委員会の設置）

本会に部会、委員会を設置し、担当業務について研究協議を行い、その推進を図るものとする。

- ① 広報部会 ②高齢者福祉部会 ③食事サービス運営部会
- ④児童福祉部会 ⑤デイホーム運営部会

第3条（部会。委員会の担当業務）

部会・委員会の担当業務は次のとおりとするが、実施事業の内容によって、各部会、各委員会がそれぞれ協力するものとする。

① 広報部会

- ・福祉ニーズの調査 ・広報活動 ・研修会、懇談会の開催
- ・その他

② 高齢者福祉部会

- ・在宅福祉事業 ・敬老事業 ・研修会、懇談会の開催
- ・その他

③ 食事サービス運営部会

- ・食事サービス事業 ・研修会（老人食献立） ・その他

④ 児童福祉部会

- ・児童館への協力事業・児童育成支援事業・研修会、懇談会の開催

⑤ デイホーム運営部会

- ・デイホーム事業 ・広報活動 ・研修会、懇談会の開催 ・その他

第4条（部会員の構成）

部会員は常任理事、理事、福祉委員及び関係団体長の中から会長が委嘱する。

部会の正・副部長は各部会の互選による。また、部会、委員会は部長、委員長が主宰する。

第5条（実行委員会）

この会の事業の実効を高めるために、共催事業が適当な事業についてその関係機関団体との実行委員会を設け実施する。また関係機関団体より共催または後援事業として協力を求められた場合にはその実行委員会に参画し協力するものとする。

第6条（常任役員）

事業計画、事業報告、予算決算の編成集約及び事業の推進の状況把握その他の必要事項について、常任役員会（会長、副会長、常任理事、部長、委員長をもって構成する）を随時開催する。

第7条（企画委員会）

事業の企画、事業の円滑な推進を図るため、企画委員会（会長が必要と認めた者で構成する）を随時開催する。

第8条（関係機関団体）

この会の関係機関団体とは木田地区に所属する各機関団体とする。